

2017年1月16日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩瀬 大輔
(証券コード:7157 東証マザーズ)

ライフネット生命保険 2016年度第3四半期の保険金等の支払状況

2016年4月から12月までの支払実績は4,342件

ライフネット生命保険株式会社(URL:<http://www.lifenet-seimei.co.jp/>) 本社:東京都千代田区、代表取締役社長:岩瀬大輔)は、2016年度第3四半期(2016年10月~12月)の保険金等の支払状況をお知らせします。

2016年度第3四半期にお支払いした保険金等は、保険金21件、給付金1,432件の合計1,453件となりました。また、お支払いできない事由(支払不可事由)に該当すると判断した件数は、保険金2件、給付金67件の合計69件となりました。この結果、2016年4月から12月までにお支払いした保険金等は、保険金54件、給付金4,288件の合計4,342件となり、お支払いできない事由に該当すると判断した件数は、保険金6件、給付金171件の合計177件となりました。

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」(URL:<http://www.lifenet-seimei.co.jp/profile/manifesto/>)において、生命保険会社の最も重要な社会的責務である保険金等の支払いを「正確に、遅滞なく」実行することを目指すとともに、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則「5営業日以内^{*1}」に、指定口座に保険金等をお支払いしています。2016年4月から12月までの平均支払所要日数(営業日)は、2.56日^{*1}となりました。

なお、2016年3月から開始した医療保険の給付金請求手続きをオンラインで完結させる「スマ速請求」は、実際に利用されたお客さまから好評を得ています。お客さまの感想を以下のとおりご紹介いたします。

■「スマ速請求」を利用されたお客さまの声



「迅速な対応に驚きました。素晴らしいスピードとサービス品質だと思います。ありがとうございました。」(30代 男性)



「とても迅速に対応していただき、終始安心できました。」(30代 女性)

保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数および内訳^{*2}

2016 年度(4 月～12 月)

(単位: 件)

		支払件数	支払非該当件数	詐欺取消	不法取得目的無効	告知義務違反解除	重大事由解除	免責事由該当	支払事由非該当
合計		4,342	177	-	-	47	-	3	127
定期死亡保険 ^{*4}	死亡保険金	53	6	-	-	3	-	3	-
	高度障害保険金	1	-	-	-	-	-	-	-
	保険料の払込免除	-	-	-	-	-	-	-	-
終身医療保険 ^{*4}	入院給付金	1,722	34	-	-	1	-	-	33
	手術給付金	573	15	-	-	-	-	-	15
	保険料の払込免除	1	1	-	-	-	-	-	1
終身医療保険(2014) ^{*4}	入院給付金	651	47	-	-	24	-	-	23
	女性入院給付金	223	15	-	-	6	-	-	9
	手術給付金	414	31	-	-	12	-	-	19
	がん治療給付金	21	2	-	-	1	-	-	1
	先進医療給付金	2	-	-	-	-	-	-	-
	保険料払込免除	-	-	-	-	-	-	-	-
定期療養保険 ^{*4}	入院療養給付金	325	5	-	-	-	-	-	5
	外来療養給付金	240	4	-	-	-	-	-	4
	がん治療給付金	20	1	-	-	-	-	-	1
	先進医療給付金	-	-	-	-	-	-	-	-
	保険料の払込免除	-	-	-	-	-	-	-	-
就業不能保険 ^{*4}	就業不能給付金 ^{*3}	95	14	-	-	-	-	-	14
就業不能保険(2016) ^{*4}	就業不能給付金 ^{*3}	1	1	-	-	-	-	-	1
	高度障害給付金	-	1	-	-	-	-	-	1

*1 書類到着日を 1 日目として、営業日ベースで計算した日数です。ただし、請求書類の不備の補完に要した日数は除きます。また、事実の確認後に保険金等をお支払いした事案は平均支払所要日数の計算に含めていません。

*2 件数の実績は請求種類ごとの集計であり、請求内容によっては 1 契約で複数の件数を計上する場合があります。

*3 就業不能給付金は、期間中の月ごとのご請求を個別に計上する延べ件数表記となっているため、支払件数と被保険者数は必ずしも一致しません。なお、2016 年度(2016 年 4 月～12 月)に就業不能給付金をお支払いした被保険者数は、32 人です。

*4 定期死亡保険は「かぞくへの保険」「au 定期ほけん」、終身医療保険は「じぶんへの保険」、終身医療保険(2014)は「新じぶんへの保険」「新じぶんへの保険レディース」「au 医療ほけん」「au 医療ほけんレディース」、定期療養保険は「じぶんへの保険プラス」、就業不能保険は「働く人への保険」、就業不能保険(2016)は「働く人への保険 2」「au 生活ほけん」を指します。

保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数の推移

(単位:件)

		支払件数	支払不可事由該当件数
2016 年度	第 3 四半期 (2016 年 10 月～12 月)	1,453	69
	第 2 四半期 (2016 年 7 月～9 月)	1,483	65
	第 1 四半期 (2016 年 4 月～6 月)	1,406	43
2015 年度	第 4 四半期 (2016 年 1 月～3 月)	1,294	54
	第 3 四半期 (2015 年 10 月～12 月)	1,286	33
	第 2 四半期 (2015 年 7 月～9 月)	1,273	23
	第 1 四半期 (2015 年 4 月～6 月)	1,189	58
2014 年度	第 4 四半期 (2015 年 1 月～3 月)	1,166	39
	第 3 四半期 (2014 年 10 月～12 月)	1,224	38
	第 2 四半期 (2014 年 7 月～9 月)	1,203	73
	第 1 四半期 (2014 年 4 月～6 月)	1,240	56
2013 年度	第 4 四半期 (2014 年 1 月～3 月)	1,284	34
	第 3 四半期 (2013 年 10 月～12 月)	1,348	53
	第 2 四半期 (2013 年 7 月～9 月)	1,079	30
	第 1 四半期 (2013 年 4 月～6 月)	911	41
2012 年度	第 4 四半期 (2013 年 1 月～3 月)	661	26
	第 3 四半期 (2012 年 10 月～12 月)	678	43
	第 2 四半期 (2012 年 7 月～9 月)	537	8
	第 1 四半期 (2012 年 4 月～6 月)	480	19
2011 年度	第 4 四半期 (2012 年 1 月～3 月)	432	20
	第 3 四半期 (2011 年 10 月～12 月)	347	12
	第 2 四半期 (2011 年 7 月～9 月)	262	9
	第 1 四半期 (2011 年 4 月～6 月)	243	15

お支払いした事案の概要

2016 年度第 3 四半期に実際にお支払いした主な事案の概要は、以下のとおりです。

属性	支払対象	支払事由に該当した事案の概要
30 代女性	終身医療保険 入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> 重症妊娠悪阻により、10 日間入院されました。 このため、入院給付金 10 万円をお支払いしました。 <p>【給付金ご請求者の感想】 「退院後もずっと体調が悪かったのですが、手続きがシンプルだったので、大変助かりました。また、請求してから振り込みまでの時間はとても迅速で良かったです。」</p>
40 代男性	終身医療保険 入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> 虚血性心疾患により、19 日間入院されました。 このため、入院給付金 19 万円をお支払いしました。 <p>【給付金ご請求者の感想】 「診断書の発行だけで 2~3 週間かかるので、診断書が不要というのは、本当に良いと思いました。実費の支払いから給付金の受け取りまでの時間差が少なく大変助かりました。」</p>
50 代男性	就業不能保険 就業不能給付金	<ul style="list-style-type: none"> 直腸がんを原因として、就業不能状態となられ、その状態が 180 日を超えました。 このため、就業不能給付金月額 15 万円を 3ヶ月間、お支払いしました。

お支払いできない事由に該当する事案の概要

2016 年度第 3 四半期にお支払いできない事由に該当すると判断した主な事案の概要は、以下のとおりです。

支払非該当事由	種類	支払非該当とした事案の概要
免責事由該当	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者死亡による請求をいただきましたが、審査の結果、被保険者の死因は自殺であることが判明しました。 責任開始から 3 年以内の自殺のため、免責事由に該当し、ご請求の保険金はお支払いできませんでした。
告知義務違反	入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 病気による入院・手術給付金の請求をいただきましたが、事実確認の結果、契約の申し込み前に入院・手術の原因となった病気を医師より説明されていたにもかかわらず事実を告知していただかなかったことが判明し、かつ、告知いただかなかった事実とご請求いただいた病気に因果関係が認められました。 このため、ご契約は告知義務違反として解除し、ご請求の給付金はお支払いできませんでした。
支払事由非該当	入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 病気による入院給付金の請求をいただきましたが、ご提出いただいた書類より、治療目的の 1 泊以上の入院ではなかったことが確認されました。 治療目的の 1 泊以上の入院が支払事由となる「じぶんへの保険」をご契約いただいていたため、ご請求の給付金はお支払いできませんでした。

用語の説明

支払不可事由に該当する事由の説明は、以下のとおりです。

詐欺取消	保険加入に際して、ご契約者または被保険者に詐欺行為があった場合、保険契約を取消しとさせていただきますことがあります。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しません。
不法取得目的無効	保険金などを不法に取得する目的をもって、保険契約に加入された場合は、保険契約を無効とさせていただきますことがあります。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しません。
告知義務違反解除	保険加入に際して、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失により、告知すべき重要な事実について告知いただかなかった場合や、事実でないことを告知された場合、保険契約を解除させていただきますことがあります。
重大事由解除	保険金等を詐取する目的で故意に事故を起こした場合、保険金等のご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があった場合、その他、約款「重大事由による解除」に定める事由によって、保険契約を解除させていただきますことがあります。
免責事由該当	約款に定める「保険金を支払わない場合(免責事由)」および「給付金を支払わない場合(免責事由)」にそれぞれ該当する場合、ご請求内容が、保険約款に定める免責事由に該当すると判断させていただきますことがあります。
支払事由非該当	ご請求内容が、約款に定める支払事由に該当しないと判断させていただきますことがあります。(約款に定める「支払事由」に該当しない場合)なお、保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合のみです。

ライフネット生命について URL: <http://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命保険は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念のもとに設立された、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社です。インターネットの活用により、高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を両立しました。徹底した情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命(いのち)のきずな＝ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えています。

会社および商品の詳細は <http://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。
 株主・投資家向けの情報は <http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先
 03-5216-7900(広報: 関谷/IR: 近藤)